

日本医療マネジメント学会第21回九州・山口連合大会バナー広告取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、日本医療マネジメント学会第21回九州・山口連合大会（以下「本大会」という）のホームページへのバナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(掲載申込)

第2条 バナー広告の掲載を希望する企業及び団体（以下「広告主」という）は、本大会プログラム・抄録集広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を本大会事務局に提出することで申し込むことができる。

(掲載基準)

第3条 バナー広告は、原則として本大会に関連した内容に限るものとし、次に掲げる内容のバナー広告は、掲載しない。

- 一 責任の所在が不明確なもの
- 二 人権侵害や名誉棄損、各種差別的な内容のもの
- 三 著作権等の知的所有権を侵害しているもの
- 四 法令又は条例等に違反し、又は抵触する恐れのあるもの
- 五 第三者の肖像権、商標権、著作権、財産権、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
- 六 公序良俗に反し、又は反する恐れのあるもの
- 七 本大会に不利益をもたらす恐れのあるもの
- 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有しているもの
- 九 その他本大会事務局がバナー広告掲載に不適切だと判断したもの

(バナー広告の規格及び掲載箇所)

第4条 バナー広告の規格及び掲載箇所は、「日本医療マネジメント学会第21回九州・山口連合大会スポンサーシップ募集要項」の「広告募集要項」（以下「募集要項」という。）の「HPバナー広告について」に定めるとおりとする。

(バナー広告の掲載料)

第5条 バナー広告の掲載料は、募集要項の「広告掲載料と募集枠」に定めるとおりとする。

(バナー広告掲載の停止)

第6条 広告主が本規程に違反した場合、本大会事務局は事前に通告することなく、バナー広告掲載を停止することがある。

(バナー広告掲載の中断)

第7条 掲載開始後に以下の事由が生じた場合、本大会事務局はバナー広告掲載を中断することができる。

- 一 火災、停電、天災地変、紛争等の非常事態、インターネットトラフィックの過大等の不可抗力によりバナー広告配信サーバ又はバナー広告配信システムが故障し、又は機能不能となった場合
- 二 バナー広告配信サーバ又はバナー広告配信システムの定期又は緊急の保守・点検を行う場合
- 三 第三者によるハッキングやクラッキング、不正アクセス等、本大会事務局の責に帰すことのできない事由によりバナー広告配信サーバ又はバナー広告配信システムに障害が生じた場合
- 四 その他本大会事務局がバナー広告配信サーバ又はバナー広告配信システムの一時的な中断が必要と判断した場合

(免責事項)

第8条 前条に基づく中断により、広告主の申込条件どおりにバナー広告を掲載することが不可能になった場合、又は掲載されたバナー広告からリンク先への接続ができない場合等、バナー広告掲載契約における本大会事務局の義務を履行できない事象が生じた場合における本大会事務局の義務は、可能な限り、当該事象を解消することに限定されるものとする。

(規程の有効期間)

第9条 本規程は、本大会の終了する月の末日まで、有効であるものとする。

(その他)

第10条 本規程に定めのないものについては、広告主と本大会事務局が協議の上、決定するものとする。

附 則

この規程は、令和6年1月11日から施行する。